

要保護児童支援事業

◆里親への乳児委託促進事業（新規）

現状・課題

育児経験のない里親が、乳児（特に新生児）の里親委託を受けて養育する際には、初めての育児であり養育をスタートするには不安が多いため、事前に委託乳児との関わりを深めることが求められる。このため、委託前において委託乳児の状態を把握し、愛着を深めながら、十分な知識と経験を有した里親トレーナーによる里親への育児指導を行う仕組みづくりが必要である。

里親トレーナーによる実習の強化

- ① 宿泊を伴う乳児院での実習を実施し、育児手技の取得をめざす。
里親と里子（特に生後すぐの新生児）をマッチングする段階において、里親、里子双方が乳児院の親子訓練室等に入所して実習を兼ねて生活を共にし、里親が実際に養育していく中で適宜乳児院のスタッフ（里親トレーナー）から育児手技を提供してもらうもの。
- ② 法定研修以外に乳幼児希望里親を対象に実習を追加する。
現在、里親登録の際の法定研修として、児童養護施設で施設実習を行っている。乳幼児の委託を希望する里親には、里親登録前・後に乳児院において、委託する上で必要な実習を追加するもの。

◆里親制度普及促進及び週末里親業務（拡充）

現状・課題

現在、本市においては、様々な媒体を活用して里親の広報啓発の実施や、里親委託の推進を図り、里親登録数及び里親委託児童数は増加傾向にあるが、里親委託率では、全国平均に及ばない状況である。委託率を高める手段として、更に里親登録数を増やしていくこと、未委託里親を活用する取り組みが必要である。

平成 28 年度末	里親委託率 8.3%	（全国平均 18.3%）
平成 29 年度末	里親委託率 10.59%	

里親トレーニング事業の追加

- ① 法定研修の実施回数を年 3 回から年 5 回実施とする
現在、里親になるために必要な法定研修を年 3 回実施している。研修修了後、審査会での審議を経て、里親登録となるには、概ね 6 か月、長い場合では 8 か月を要してしまう。その後の委託までを踏まえると相応の期間が掛ることとなる。この状況を緩和するために研修回数を 2 回増やし、里親登録までの期間を短縮するもの。
- ② 事例検討・ロールプレイ・講義による研修
未委託の里親又は、里親委託を受けたことはあるが、里親不調があり次の委託が無い里親に対して、定期的に里親に関する事例検討やロールプレイを実施し、里親委託の推進を図るもの。

◆DV避難児童等心理ケア事業（拡充）

堺セーフシティ・プログラム推進事業

事業内容

◆業務目的

DV被害から避難し、本市に居住する児童に、心理ケアを実施し、DV被害者である保護者（以下「保護者」）とその保護者の世帯に属する児童（「以下DV避難児童という。」）の新たな環境での安心・安定した生活の支援、DV避難児童の心的外傷からの回復を目的とする。

◆業務内容等

- ・対象者 DV避難児童
- ・実施内容 DV避難児童や保護者から、不安や心配ごと成育歴などを成育歴聴取問診票（別紙1）で聞き取り、DV避難児童に心理ケアを実施する。また必要に応じてDV避難児童や保護者へ助言を実施する。また、区役所等へ出張相談や心理ケアを実施する中で、必要な場合は児童精神科医の診察・助言を得て適切な支援を実施する。

実績と現状分析

◆実績（平成30年9月末時点）

- ・7世帯の相談があり、アセスメント（事前評価）を、7回（母）、4回（子）、心理ケア（子）4回、合計15回実施している。

◆現状分析

- ・今後DV避難世帯とかかわる関係機関に当事業の周知をはかることで、更に利用者の増加がみこまれる。また保護者に聞き取りを行う中で保護者自身のケアの必要性が感じられた。政令指定都市に心理ケアの実施について聞き取りを行ったところ、複数市で何らかの保護者もしくは被害者向けの心理ケアが実施されていた。このような分析から、下記改善案を提案する。

改善案

DV避難児童の保護者を心理ケア対象者に追加し、今後の相談件数の増加に対応するため、下記業務内容の変更と、人件費（心理療法担当職員1人と相談担当職員1人）の予算拡充を行う。

◆業務内容の変更

・業務目的

DV被害から避難し、本市に居住する児童と保護者に、心理ケアを実施し、DV被害者である保護者（以下「保護者」）とその保護者の世帯に属する児童（「以下DV避難児童という。」）の新たな環境での安心・安定した生活の支援、DV避難児童と保護者の心的外傷からの回復を目的とする。

- ・対象者にDV避難児童の保護者を追加する。